

平成27年（行ウ）第4号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄ほか108名

被告 国

証拠説明書（乙B）

平成29年1月6日

長崎地方裁判所民事部合議B係 御中


被告指定代理人

前田華奈 

堀田佳輝 

丸田賢一 


森川崇弘 


陳之内佳子 


小野勝 


窄口義博 

岩永知洋 

永ノ尾紀幸 


井 浦 義 典 

樋 口 昭 裕 

久 世 正 嗣 

森 慎 一 

田 中 智 也 

門 永 孝 之 

略語は、答弁書及び被告準備書面の例による。

号証	標 目 ( 作 成 者 等 )		作成年月日	立 証 趣 旨
乙 B 1 6	長崎県の地勢と水資源 (長崎県ホームページ) (長崎県)	写し	平成 28 年 9 月 30 日 印刷	長崎県の地形は、平地に乏しく、至る所に山岳や丘陵が起伏し、河川の保水能力が低く、水資源には恵まれない地勢となっており、開発できる水量も限られていること
乙 B 1 7	相浦川水系河川整備基本方針 (長崎県)	写し	平成 13 年 9 月	相浦川流域の気候、河川管理者である長崎県は、適正な水利用を図ることにより、流水の正常な機能の維持に努め、流量に関しては、流量データの蓄積、水利用の実態把握等に関する調査検討を行うこととしていたこと等
乙 B 1 8	水利権実務ハンドブック (抜粋) (監修 国土交通省河川局 水利調整室)	写し	平成 28 年 8 月 1 日	安定水利権については、利水基準年における正常流量を確保した上で、通年取水できる流量が存在する範囲において、河川法 23 条の許可を与えることができること
乙 B 1 9	慣行水利権について (国土交通省ホームページ：第 4 回 資源としての	写し	平成 27 年 12 月 3 日	慣行水利権は、権利内容が旧来の慣習に委ねられており不明確な点が多いこと、慣行

	河川利用の高度化に関する 検討会 配布資料)  (国土交通省)			水利権を有する者は、河川法 及び同法施行令に基づき、流 水の占有の目的等の届出事項 を届け出なければならないこ と等
乙B2 0	改訂版〔逐条解説〕河川法 解説(抜粋)  (編著 河川法研究会)	写し	平成18年 10月20 日	慣行水利権の内容は、不明 確であり、許可水利権と違い、 更新という見直しの機会がな く、水利権者の変更、必要水 量の増減などの諸事情の変更 を把握することが不可能であ ること等
乙B2 1	相浦川水系河川整備基本方 針・整備計画検討資料  (長崎県)	写し	平成16年 3月	三本木取水場及び四条橋取水 場を含む各区間の維持流量
乙B2 2	「付議」(昭和25年5月 21日付け国九整崎計建第 3号国土交通省九州地方整 備局)(抜粋)	写し	平成25年 5月21日	平成19年度において、三 本木取水場は、届出水量分を 取水できていない日が多く、 四条橋取水場は、届出水量分 を取水できた日がないこと
乙B2 3	第四版 水道法逐条解説  (抜粋)  (水道法制研究会)	写し	平成27年 8月31日	水道法5条2号の「渇水時」 は、計画上で想定されたもの をいい、一般には10年に1 回程度の頻度で生じ得るもの が想定されることが多いこと 等

乙B2 4	「水道施設整備事業の評価 実施要領及び水道施設整備 費国庫補助事業評価実施細 目について 解説と運用」 (平成23年7月7日付け 厚生労働省健康局水道課事 務連絡) (抜粋)	写し	平成23年 7月7日	水道施設整備事業の評価に 当たっては、それぞれの事業 ごとに地域性などがあり、全 て一律で評価の内容が決まる ものでなく、それぞれの事業 ごとに適切に判断されるもの であること
乙B2 5	佐世保駅周辺再生水事業計 画区域図 (九州地方整備局)	写し	平成29年 1月5日	青果市場、海上自衛隊、ポ ートルネッサンス21事業、 佐世保競輪及び福石中学校付 近が、佐世保市再生水事業の 対象地域に含まれていること